

広島市告示（安佐北区）第18号

令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、
広島市安佐北区地域福祉センター福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

（1）社会福祉法人広島市社会福祉協議会

（2）会長 永野 正雄

（3）広島市南区松原町5番1号

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和7年4月1日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日